

最高裁秘書第3165号

平成30年8月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

4月5日付け（同月9日受付，最高裁秘書第1424号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

会議資料等に関するパソコンデータ（ワード，エクセル等）は，会議終了後，直ちに廃棄する方針がとられていることが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。